

## （仮称）江南市市民自治によるまちづくり基本条例（素案） のこれまでの経緯とパブリックコメント後の予定

（仮称）江南市市民自治によるまちづくり基本条例（素案）（以下、条例素案といいます。）は、江南市自治基本条例検討委員会で協議・検討されている、まちづくりのためのルールの中間案を基にして、市が市民の皆様方に公表していくものです。平成21年1月23日に学識経験者5名、公募市民6名、市役所職員8名の計19名の委員構成により、設立された同検討委員会では、18回に及ぶ会議を重ね、ルールのための協議や検討をしてきました。その間、江南市議会議員で構成された「まちづくり基本条例特別委員会」と懇談会を行い意見交換して、条例素案を磨いてきました。

10月1日からのパブリックコメント期間中には、「～市民自治によるまちづくりを目指して～」をテーマにして、江南市のまちづくりのためのルールを考えるシンポジウムを、11日祝にすいとぴあ江南多目的ホールで開催します。また、市内10箇所の公共施設に出向き、条例素案を説明し意見を伺う場として、（仮称）江南市市民自治によるまちづくり基本条例（素案）に関する市民懇談会を開催します。

各開催会場でのご意見を含め、パブリックコメント中に寄せられたご意見は江南市自治基本条例検討委員会に報告し、条例素案をよりよくするための参考にさせていただきます。また寄せられたご意見やそれに対する考え方などは、とりまとめて広報やホームページに掲載します。

その後、条例素案の最終案を市に提言し、市ではそれを基にして議会に上程する条例の原案を正式に決定します。来年3月の江南市議会では条例原案を議案として上程し可決後、4月から施行する予定です。施行後は、広報やホームページなどを通して、条例の内容を市民の皆様にお知らせし周知をまいります。

## (仮称) 江南市市民自治によるまちづくり基本条例(素案)

### はなぜ必要か？

日本は、少子高齢化、人口減少社会へと差し掛かっており、江南市も例外ではありません。こうした中、さまざまな社会情勢の変化に伴う市民ニーズの多様化・高度化に行政だけで対応することが困難になってきています。

このようなことが背景となり、2000年の地方分権一括法施行による「地方分権」、現在は「地域主権」といっていますが、地方が自らの「自己決定」、「自己責任」のもとで地域の実情にあった行政に取り組むことが求められており、そのためには、市民自身の意思と責任で、まちづくりや地域課題に取り組む進めていくことが必要となってきています。

このため、市民・議会・行政などが協力し、市民が誰でも、共に幸せに暮らしていけるように、また江南らしいまちづくりを進めていけるように、それぞれの役割や、市民のまちづくりへの参加の仕組みなどを定めるルールが必要となってきました。

市では、これまでも、ごみ収集・分別指導や地域防犯パトロールなど、市民の方が主体的に、ごみのないきれいなまちや犯罪の少ない安全なまちをつくるよう、市民の方との、「協働」の取り組みを行ってきましたが、これからもまちづくりの主体として、行政への参加や行政との協働・連携により、更なるまちづくりを行っていただくための一定のルールが必要であると考えています。ルールを定めることにより、市民、議会や行政の役割などが明確になり、将来にわたって担保されることとなります。

(仮称) 江南市市民自治によるまちづくり基本条例(素案)は、市民が主体となり、協働を軸としたまちづくりを進めていくために、「自分たちのまちは、自分たちで考え、自分たちでつくっていく」、「自分たちが決めたことに責任を持つ」という地方分権(地域主権)の趣旨を踏まえ、まちづくりに関わる「市民」「議会」「行政」の責務や役割を明らかにし、まちづくりに関する仕組みや制度の基本的なことをみんなが共有し確認するためのルールとして、江南市自治基本条例検討委員会を中心となり研究・検討されてきたものです。皆様のご理解をお願いします。

# (仮称) 江南市市民自治によるまちづくり基本条例(素案)

## の主な内容

(仮称) 江南市市民自治によるまちづくり基本条例(素案)は、前文と全9章26条で構成され、次のような章、条・見出しになっています。

章	条・見出し
前文	
第1章 総則	第1条 目的 第2条 条例の位置づけ 第3条 定義 (1) 市民 (2) 事業者等 (3) 市 (4) 執行機関 (5) まちづくり (6) まちづくり組織 (7) 市政 (8) 市民参加 (9) 協働 (10) 市民自治
第2章 市民自治によるまちづくりの基本原則	第4条 市民自治の原則 第5条 協働の原則 第6条 平等の原則 第7条 情報共有の原則
第3章 市民、事業者等の権利・責務	第8条 市民の権利 第9条 市民の責務 第10条 事業者等の役割
第4章 協働によるまちづくりの推進	第11条 市民及び事業者等のまちづくり組織の活動への参加 第12条 地域の自治力の向上 第13条 まちづくり組織の運営 第14条 まちづくり組織への執行機関の支援
第5章 議会・議員・執行機関・市職員	第15条 議会の役割 第16条 議員の責務 第17条 執行機関の責務

	第 18 条 市職員の責務
第 6 章 市政運営	第 19 条 市民の意思の反映 第 20 条 まちづくりに関する情報の公開 第 21 条 個人情報の保護 第 22 条 行政評価 第 23 条 財政運営
第 7 章 住民投票制度	第 24 条 住民投票制度
第 8 章 国や他の自治体との連携	第 25 条 国や他の自治体との連携
第 9 章 条例内容の検証	第 26 条 条例内容の検証

#### 【名称】

##### 市民自治によるまちづくり基本条例

◎市民自治とは、市民が主体的に、自分の意思と責任に基づいて、まちづくりに参加し行動することをいいます。また、市政もまちづくりの一部であり、市民は市政にも参加し、参加する権利が保障されます。

#### 【前文】

◎条例制定の背景や基本的な課題等を明らかにし、制定に至る考え方や経緯を示しています。特に、本市では、「江南市戦略計画」に基づき、諸課題に対応したまちづくりを進めているなか、今後はまちづくりの担い手間の一層強い協働の関係を築き、地域の総力を結集する必要性を記しています。

#### 【総則】

◎条例制定の「目的」、「条例の位置づけ」、また「定義」において、条例で使われる用語のうち、共通な認識を要する 10 の用語の意味を定めています。

#### 【市民自治によるまちづくりの基本原則】

◎市民自治によるまちづくりを推進するため、「市民自治」、「協働」、「平等」、「情報共有」の 4 つを基本としています。

#### 【市民、事業者等の権利・責務】

◎市民がまちづくりの主体としての権利や責務、また事業者等がまちづくりで果たす役割を定めています。

#### 【協働によるまちづくりの推進】

◎市民自治によるまちづくりの基本原則の1つである、協働の原則にのっとったまちづくりの推進について、市民や事業者などがまちづくりの担い手として、自主的に参加することや、市役所などの執行機関が、まちづくり活動における対等性確保のための配慮等に努めること。また、地縁による団体は、住民の自主的な参加のもと、自治力の向上に努めることなどを定めています。

#### 【議会・議員・執行機関・市職員】

◎議会やそれを構成する議員、また市長を始めとする市役所の各執行機関及び市職員の、まちづくりの担い手としての役割や責務について定めています。

#### 【市政運営】

◎まちづくりの過程の一部である「市政」を運営する執行機関の市政運営のあり方を定めています。

#### 【住民投票制度】

◎市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認する必要があるときは、条例で別に定めることにより住民投票を実施することができることを定めています。

#### 【国や他の自治体との連携】

◎共通する地域課題解決のための施策の実施や効率的な行政経営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援などについて、国や他の自治体と相互に連携し協力することを目指すことを定めています。

#### 【条例内容の検証】

◎条例内容の検証は、必要に応じて、市民参加のもとに、社会情勢の適合性などとの検証をするための組織を設置し、検証の結果、必要があると認めるときには、条例の改正などの適切な措置を講じることを定めています。